

2021年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

新型コロナウイルスによる未曾有のパンデミックの中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、国民は感染への不安、経済的困窮、行動の制約と自粛を求められ、不自由な日々を過ごしています。

相談支援活動は全国各地で、愛知でも行われました。生活困窮の広がりや医療体制の崩壊など、国民生活が窮地に陥っている事例が多数可視化され、緊急の対応が求められました。

パンデミックは、新自由主義の下で、格差と貧困の拡大、医療や社会保障制度の弱体化、脆弱化の実態を鮮明にしました。世界的に社会の在り方が問い直されており、日本でもコロナ後の社会について、自己責任を押し付ける社会ではなく、地域でつながって住み続けられる社会づくりへの模索がすすめられています。コロナ危機に対応する国の財源を大企業や富裕層に応分の負担を求める動きが各国で広がりつつあります。

政府は、消費税を財源にする病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化法の強行成立等、医療をはじめとした社会保障抑制策を財界・大企業の欲求そのままの暴走を加速してきました。国民のいのちと暮らし最優先へ政治の転換が求められています。

42年間のキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、地域住民の命と暮らしを守る自治体として役割発揮をお願いし、自治体での具体化と国への要望提出等ご協力をいただきました。ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について【長寿介護課】

★(1)介護保険料・利用料など

①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【回答】介護保険料について、計画期間中に改定は行いません。なお、本市の第8期介護保険料の設定は、従来の10段階から13段階とすることにより、応能負担を求め、中間、低所得層の負担の軽減化を図りました。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷

病を限定しない恒常的な制度としてください。

【回答】国及び近隣市町の動向に応じて検討していきます。

③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】介護保険料の減免制度はみよし市介護保険条例第10条及びみよし市介護保険条例施行規則第19条の規定に基づき実施しています。拡充については、国及び近隣市町の動向に応じて検討していきます。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】介護利用料の低所得者への減免制度は、みよし市介護保険条例施行規則第11条及び第16条の規定に基づき実施しています。拡充については、国及び近隣市町の動向に応じて検討していきます。

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

【回答】市独自の補助制度等につきましては、今後、他市町村の状況等調査・研究してまいります。

★(2)介護保険サービス

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

【回答】介護保険法により、訪問介護の「生活支援」は、回数制限が決まっています。回数制限は全国平均を元に決められています。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。

【回答】総合事業対象者は継続した利用が可能です。要支援認定者は心身の状態に応じたサービスが利用できます。

③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

【回答】サービス提供に必要な予算については、確保してまいります。

④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

【回答】介護予防教室に一部費用を負担し支援は行っています。高齢者には、地域包括支援センターを通してより広報に努めて参加を促してまいります。

(3)基盤整備

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】本市の施設系利用の需要を鑑み施設整備をしています。

令和3年度、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症グループホームが新たに開所しました。また、サービス付き高齢者向け住宅が1施設開所しました。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

【回答】要介護1及び要介護2の入所希望者については、「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」に基づき、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合のみに限定しています。

(4)高齢者福祉施策の充実

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】介護予防教室に助成しており、今後も続けていく予定です。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】住宅改修における受領委任払い制度については、平成26年度から実施しています。なお、福祉用具購入費、高額介護サービス費ともに受領委任払いを実施する予定はありません。

★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

【回答】今後、他市町村の状況等調査・研究してまいります。

★(5)介護人材確保

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【回答】自治体独自で実施予定はありません。

②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるように国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】本市が指定及び指導監督する地域密着型サービス事業所や介護予防・日常生活支援総合事業実施事業所に対して、実地指導を適切に実施しています。

★(6)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】本市においては、要支援2以上の人を障害者控除の対象としています。引き続き、現行の基準で実施してまいります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】令和3年度から12月末時点で要支援2以上に認定されている人全員に対して、「障害者控除対象者認定書」を個別送付します。

2. 国保の改善について【保険年金課】

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】現在、国民健康保険事業は県単位化され、県が市町村から納付金を集め国保財政

を一括管理しています。県は各市町村の納付金額を決定するにあたり、納付金を支払えるだけの保険税を確保できる目安として、標準保険税率を示しますが、それは、本市の税率と比較してかなり高い税率になっています。

愛知県国民健康保険運営方針では、「法定外繰入れをしている赤字市町村は、赤字の解消・削減を進めていくものとする。」とされています。

また、みよし市国民健康保険運営協議会の答申においても、「段階的に標準保険税率に近づけていくことにあわせて、一般会計からの法定外繰入れの削減を図っていくことが望ましい」とされており、これらのことなどから一般会計からの法定外繰入額を増やし、保険税を引き下げることが難しいと考えています。

★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】前述の回答にも記載しておりますが、一般会計からの法定外繰入額を削減、保険税の確保の観点などからみても減免制度の拡充等については難しいと考えています。

★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】均等割は収入に応じて賦課するものではなく、医療給付の受益対象となる加入者に公平に賦課されるものでありますので、18歳未満の子どもについても均等割の対象となります。また、このことから一般会計による減免の実施は考えておりません。

★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019年または、2020年より3割以上減少した場合としてください。

【回答】新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯への保険料の減免制度につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症に限定して対象期間中の国民健康保険税について整備されたものになります。適用要件につきましても前年収入との比較で判定することとしています。

★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

【回答】傷病手当金については、被用者等を対象とするものであるため、事業主については対象とすることを想定していません。また、本制度は、新型コロナウイルス感染症の緊急対策として整備されたものであるため、新型コロナウイルス感染症以外の傷病については対象とする予定はありません。

★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

【回答】現在、資格証明書の発行は行っていません。保険税を分納している世帯については、今後も納税相談の機会確保を図るために、短期保険証を交付していきます。

★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令

を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】該当する方の納税については、市の窓口等で、個々に生活実態や就労状況などの聞き取りを行いながら、相談に応じています。短期保険証は、分納相談の機会を確保するため、期限を3か月もしくは6か月としていますが、分納状況によっては、短期保険証を解除することもあります。

⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】一部負担金の減免制度については、対象者が限られるため、対象者とは、個別に相談させていただきたいと考えております。

⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答】申請は毎回必要ですが、来庁しなくても郵送で手続きをしていただくことができます。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など【納税課】

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください

【回答】差押禁止財産の差押えは、行っていません。納税相談で生活状況を十分確認し、分割納付などの相談に応じています。また、財産調査等により担税資力を把握したうえで、状況に応じて執行停止をする場合もあります。

4. 生活保護について

★①新型コロナ禍における生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。

【回答】申請の相談があった際には、まずは相談内容を聞き、制度の説明、申請意思の確認を行った上で申請書をお渡ししています。生活保護が必要と判断された人に対しては早急な支給を心がけています。

②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

【回答】申請の相談があった際には、制度の説明を行い、納得した上で申請するようお伝えしていますが、申請書を渡さない等申請を阻むようなことは行っておりません。生活保護が必要と判断された人に対しては早急な支給を心がけております。

★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。

【回答】改正された国の通知に基づき、扶養義務の履行が期待できない扶養義務者には基本的には実施せず、期待できる扶養義務者に実施することとしています。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅

支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答】まずは居宅支援を検討しますが、保護申請時点において住居のない人が、短期間の内に居宅を見つけ入居することは困難な場合が多くあります。そのため、一時的に施設に入らざるを得ないのが現状ですが、それはあくまでも一時的な話であり、入居可能な居宅が見つかり次第、そちらに転居できるよう支援を行っています。自力で居宅を探すのが困難な人については、居宅探しの時点から支援しています。

なお、現在みよし市の生活保護受給者が入居しているそうした施設は、すべて個室となっています。

★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答】現在正規職員は、ケースワーカー2名、スーパーバイザー1名を配置しております。また、毎年新任職員研修や、自立支援に関わる研修に参加する機会を設け、職員の知識向上、被保護者への支援の充実に努めています。ケースワーカーの外部委託は行っていません。

★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

【回答】エアコンの購入費用(更新含む)について、国の通知に基づき生活保護新規申請者等に対して現物給付又は現金給付を行っています。夏期手当の支給は行っておりません。

5. 福祉医療制度について【保険年金課】

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】子ども医療については、令和元年度から18歳までの入院費に限り自己負担分を無料化する拡充を実施しております。その他の福祉制度については、現在の制度を継続していきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】令和元年度から18歳までの入院費の自己負担分に限り、現金給付(償還支払)で助成を行っています。なお、入院時の食事療養標準負担額の助成については、現在考えておりません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】本市では、1級または2級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方につきましては、全疾病を対象とした医療費助成を実施しています。自立支援医療(精神通院)対象者には、精神障がい者医療費の助成を行っています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【回答】障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)対象者

に加え、一人暮らし非課税世帯の者も対象としており、拡大の予定はありません。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答】妊産婦医療助成制度については、現在考えておりません。

6. 子育て支援について【子育て支援課】【学校教育課】【給食センター】

(1) 子どもの貧困対策計画の策定・推進

①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

【回答】令和2年3月にみよし市児童育成計画を策定し、この計画を子どもの貧困対策を推進する施策を含む計画としています。家庭の経済的な格差が子どもの成長や発達に影響することがないように、子どもの貧困に関する実態調査を実施し、適切な支援を行います。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

【回答】母子父子家庭の自立支援に向けた就労促進のための給付金制度を設け、自立の促進を支援しています。また、経済的自立と生活の安定を目指し、一人一人に合わせたプログラムを策定し、公共職業安定所と連携を図りながら、ひとり親の継続的な就職ができるように支援しています。

③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】子ども食堂推進事業に関する国及び県の補助金等の情報について団体に案内するとともに、随時、活用方法の相談を受けております。また、団体の要望により、市内公共施設に子ども食堂の活動紹介や子ども食堂開催の案内チラシを掲示して周知しています。

(2) 就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【回答】就学援助制度については、近隣市町との均衡を図りつつ、生活困窮者の支援として適切な運用を図るようにしています。

②年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】年度途中の申請についても、学校を通じて常時受付を行っています。新入学児童生徒学用品費について、真に困窮している家庭の支援が図れるように、2019年4月入学予定者から、申請のあった該当する家庭に対し、入学前の前年度支給を行っています。

★(3) 子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答】学校給食法第11条第2項に、「学校給食に要する経費は、学校給食を受ける保護者の負担とする」とあります。当市の学校給食費は、主食、牛乳及びおかずの食材を購

入する食材料費ですので、保護者にご負担をいただき、給食費を無償化する予定はありません。また、減額や多子世帯に対する支援の予定はありません。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

【回答】主食費については、国による免除は実施されておりませんが、本市は国の副食費減免対象者を減免にしていることに加え、第3子の減免判定基準を、国は小学校就学前の範囲内での第3子としているのに対し、本市は18歳未満の範囲内での第3子とし、範囲を拡大しています。また、副食費の第3子判定基準についても、主食費と同様に18歳未満の範囲内に拡大しています。

(4)保育施策の抜本的拡充

★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

【回答】現在、1園の民間移管を検討中です。

★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。

【回答】保育園の整備は、児童育成計画に基づき実施しています。現在の計画では、認可化の計画はありませんが、認可外保育施設については、運営費に係る補助金を交付するなどの支援を行っております。また、毎月の報告書提出の際に、困っていることなどがあれば、相談対応しています。

③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

【回答】企業主導型保育施設については、県の実地調査に同行し、実態把握をしています

④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

【回答】保育士配置と保育室の面積にかかる基準は、公私間の格差なく国の基準で実施しています。

⑤職員の処遇について、公私間格差を是正してください。

【回答】私立保育園に対しては、人件費に係る補助金を交付しており、公私間格差が生じないように支援しています。

7. 障害者・児施策について【福祉課】

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。

【回答】令和3年3月に策定したみよし市障がい者福祉計画に沿って、グループホームや通所施設の拡充を進めるとともに、障がいのある人が、地域で安心して生活できるよう、体制整備に努めてまいります。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

【回答】 相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき、適切な量の支給決定に努めています。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答】 現在、移動支援の通園・通学等の利用については、相談支援専門員が開催する個別支援会議等を経て、その必要性が認められれば、条件付で支給対象としています。支給対象の範囲については、今後も他市町の動向を見ながら検討していきます。

④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。

【回答】 平成30年4月から、重度訪問介護の対象となる人は入院中のヘルパー利用ができることとなり、本市でも支給決定した事例があります。重度訪問介護の対象にならない者については、個別の事例の状況に応じた対応ができるよう、検討してまいります。

⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。

【回答】 障がい福祉サービス等を利用している児童の利用料については、保護者の所得に応じて負担額が設定されており、大きな負担軽減策が講じられています。なお、令和元年10月から、満3歳～満5歳が児童発達支援等を利用する場合の利用料は無償化の対象となっています。また、児童発達支援センター(豊田市こども発達センター)の給食費は市が負担し、現在無償となっております。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

【回答】 本市においては、障がい福祉サービス利用者が介護保険サービス対象者になった場合、福祉課職員や障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター等での打合せを行った上で、本人の意向に沿った生活をできる限り送ってもらえるよう、障がい福祉サービスの支給決定をしています。要介護認定が非該当になった場合でも、障がい福祉サービスを利用する必要がある者に関しては、継続して利用していただいています。

⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】 障害者総合支援法や国の基準に基づき実施していきます。

⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。

【回答】 障害者総合支援法や国の基準に基づき実施していきます。

⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

【回答】令和3年4月に行われた障がい福祉サービス等の報酬改定の内容を踏まえ、令和4年4月に地域生活支援事業の報酬単価の見直しを行う予定です。今後も、市民のニーズやサービス提供体制等、地域の実情に応じて検討していきます。

8. 予防接種について【健康推進課】

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

【回答】流行性耳下腺炎の任意予防接種については、既往症のない1歳から小学校就学前の子どもを対象に、2,000円の助成を1回実施しています。

子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチンの任意予防接種については、感染症の発生やまん延を予防するものではないという観点から、助成の実施は考えていません。

麻しんの任意予防接種については、抗体検査とワクチン接種に対し、それぞれ1回助成を実施しています。(助成額:抗体検査2,650円、麻しんワクチン3,000円、麻しん風しん混合ワクチン5,000円)

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担については2,000円とし、生活保護受給者は無料としていますが、現在のところ引き下げは考えていません。

任意予防接種事業については、平成27年度から実施した定期予防接種の機会を逃した人を救済する目的で、対象者が全員70歳以上となる平成30年度までの4年間実施したので、再開は考えていません。

「ワクチンを1回でも接種した人は接種対象者から除外する」という国の実施要領に準じているため、2回目の接種を任意予防接種事業の対象とすることは考えていません。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答】産婦健診については、令和2年度から2回助成を実施しています。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】妊婦・産婦共にそれぞれ1回無料歯科健診を実施しています。

③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】保健師等及び歯科衛生士の配置に関しては、計画的な配置について人事担当課と協議をしながら検討していきます。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計

画を中止してください。

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。
- ⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

2. 愛知県に対する意見書

(1)福祉医療制度について

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

- ①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。
- ②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。
- ③地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。